## 考察項目別運用表(工事監理)(主管課)1/2

項目	細別	監 督 員 考 察 内 容			担 当 主 幹 等 考 察 内 容		
	<b>が</b> 四 万リ	加点要素(a)	加減点なし(b)	減点要素 (c)	加点要素 (a)	加減点なし(b)	減点要素 (c)
<ul><li>1 業務の実施計画段階</li><li>(業務の準備</li></ul>	(1)業務の理解 (A)	監理業務の目的と 趣旨を十分理解して いた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	○ 監理業務の目的と 趣旨についての理解 が不十分であった。	趣旨を十分理解していた。	○ (a)、(c)に該当しない場合。	○ 監理業務の目的と 趣旨についての理解 が不十分であった。
	(2)事前準備 (A)	○ 設計の目的と内容を十分理解、把握していた。	○ (a)、(c)に該当しない場合。	<ul><li>設計の目的と内容 についての理解、把 握が不十分であっ た。</li></ul>	設計の目的と内容を十分理解、把握していた。	○ (a)、(c)に該当しない場合。	○ 設計の目的と内容 についての理解、把 握が不十分であっ た。
	(B)	図連する法令や資料、打合せの経緯をよく把握していた。	○ (a)、(c)に該当しない場合。	回期連する法令や資料、打合せの経緯の把握が不十分であった。	図連する法令や資料、打合せの経緯をよく把握していた。	<ul><li>(a)、(c)に該当 しない場合。</li></ul>	図連する法令や資料、打合せの経緯の 把握が不十分であった。
	(3)打合せ協議 (A)	工事の準備段階か ら十分に打合せや協 議が行われていた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	工事の準備段階に おける打合せや協議 が不十分であった。	○ 工事の準備段階から十分に打合せや協議が行われていた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	工事の準備段階に おける打合せや協議 が不十分であった。
	(4)業務実施計 画書(監理体 制)	<ul><li>業務に応じた適切 な管理体制であった。</li></ul>	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	※務に応じた適切な管理体制とはいえなかった。	<ul><li>業務に応じた適切 な管理体制であった。</li></ul>	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	○ 業務に応じた適切 な管理体制とはいえ なかった。
2 業務の遂 行段階	(1)打合せ協議 (A)	関係者並びに関係機関との連絡打合せは必要に応じた頻度で行われていた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	図 関係者並びに関係機関との連絡打合せの頻度が不十分であった。	機関との連絡打合せ は必要に応じた頻度 で行われていた。	<ul><li>○ (a)、(c)に該当しない場合。</li></ul>	○ 関係者並びに関係 機関との連絡打合せ の頻度が不十分で あった。
	(B)	関係者並びに関係 機関との連絡打合せ は正確で丁寧であっ た。	○ (a)、(c)に該当しない場合。	関係者並びに関係 機関との連絡打合せ の正確さや丁寧さが 不足していた。	機関との連絡打合せ は正確で丁寧であっ た。	(a)、(c)に該当 しない場合。	関係者並びに関係 機関との連絡打合せ の正確さや丁寧さが 不足していた。
	(2)工程管理 (A) (指導指示)	<ul><li>施工者に対する指導は的確に行われていた。</li></ul>	<ul><li>○ (a)、(c)に該当 しない場合。</li></ul>	施工者に対する指導に不的確な点があった。	導は的確に行われて いた。	しない場合。	施工者に対する指 導に不的確な点が あった。
	(B)	1-0	<ul><li>○ (a)、(c)に該当 しない場合。</li></ul>	施工者に対する指導は良心的でなかった。	100	しない場合。	施工者に対する指 導は良心的でなかっ た。
	(3) 照査(勤務 (A) 状況)	あった。	<ul><li>○ (a)、(c)に該当</li><li>○ しない場合。</li></ul>	工事の状況に即し た勤務状況でなかっ た。	た適切な勤務状況であった。	<ul><li>(a)、(c)に該当 しない場合。</li></ul>	工事の状況に即し た勤務状況でなかっ た。
	(4)技術力 (A)	業務に応じた十分 な技術力を発揮して いた。	<ul><li>○ (a)、(c)に該当</li><li>○ しない場合。</li></ul>	<ul><li>業務に応じた十分 な技術力が発揮され なかった。</li></ul>	な技術力を発揮して いた。	( ) ( ) = 1.11	業務に応じた十分 な技術力が発揮され なかった。
	(5)目的の達成 (A) 度 (業務に対 する姿勢)	※務に対する熱意が感じられ、また誠実な態度で臨んでいた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	<ul><li>業務に対する熱意 が感じられず、また 誠実でない面があった。</li></ul>	※務に対する熱意が感じられ、また誠実な態度で臨んでいた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	<ul><li>業務に対する熱意 が感じられず、また 誠実でない面があった。</li></ul>

#### 別表 2 - 3

### 考察項目別運用表(工事監理)(主管課)2/2

項目	細別	監 督 員 考 察 内 容			担 当 主 幹 等 考 察 内 容		
(大口)	水田 万门	加点要素(a)	加減点なし(b)	減点要素 (c)	加点要素 (a)	加減点なし(b)	減点要素 (c)
果品	(1)とりまとめ (A) (書類整備・ 目的の達成 度)	○ 必要書類は良く整 理され、提出書類も 遅滞なく処理されて いた。		○ 必要書類の整理が 不十分で、提出書類 の処理が遅れがちで あった。	○ 必要書類は良く整 理され、提出書類も 遅滞なく処理されて いた。	○ (a)、(c)に該当 しない場合。	○ 必要書類の整理が 不十分で、提出書類 の処理が遅れがちで あった。
	(B)	設計の趣旨を細部 にわたって施工に反 映することが出来 た。		設計の趣旨が十分 に施工に反映されな かった。	○ 設計の趣旨を細部 にわたって施工に反 映することが出来 た。	<ul><li>○ (a)、(c)に該当 しない場合。</li></ul>	○ 設計の趣旨が十分 に施工に反映されな かった。
	(C)	○ 適切な監理により 施工が適切に行われ た。	<ul><li>○ (a)、(c)に該当 しない場合。</li></ul>	<ul><li>監理が不適切で あったために、適切 な施工に資すること が出来なかった。</li></ul>	Tc.		○ 監理が不適切で あったために、適切 な施工に資すること が出来なかった。
				<ul><li>事故の区分</li><li>○ 点</li><li>考察点</li></ul>	業務関係者に重傷者 が発生した等の事 故。 - <b>5 点</b>	業務関係者に死亡者 が発生した等の重大 事故等。 -10点	<ul><li>○公衆に負傷者もしく は死亡者が発生した 等の重大事故。</li><li>-15点</li></ul>

#### 別表3-3

# 考察項目別運用表(工事監理)(検査員)

	 検	査	員 考		容
項 目	細 別		加点要素(a)	加減点なし(b)	減点要素 (c)
1 業務の実 施計画段階	(1)業務の理解	(A)	監理業務の目的と趣 旨を十分理解してい た。	(a)、(c)に該当しな い場合。	○ 監理業務の目的と趣 旨についての理解が不 十分であった。
		(B)	○ 設計の目的と内容を 十分理解、把握してい た。	(a)、(c)に該当しな い場合。	設計の目的と内容に ついての理解、把握が 不十分であった。
2 業務の遂 行段階	(1)技術力	(A)	※務に応じた十分な 技術力を有していた。	○ (a)、(c)に該当しな い場合。	※務に応じた十分な 技術力がなかった。
		(B)	事前の準備を業務に 反映し適切に業務を遂 行していた。	○ (a)、(c)に該当しな い場合。	<ul><li>事前の準備を業務に 十分に生かせなかっ た。</li></ul>
3 業務の成 果品	(1)技術力	(A)	○ 必要書類は良く整理 され、提出書類も遅滞 なく処理されていた。	(a)、(c)に該当しな い場合。	○ 必要書類の整理が不 十分で、提出書類の処 理が遅れがちであっ た。
		(B)	○ 必要書類は丁寧に作成され、内容は正確なものであった。	○ (a)、(c)に該当しな い場合。	○ 必要書類の作成は丁 寧でなく、内容は正確 でない部分があった。
	(2)とりまとめ	(A)	○ 設計の趣旨を細部に わたって施工に反映す ることが出来た。	○ (a)、(c)に該当しな い場合。	<ul><li>設計の趣旨が十分に 施工に反映されなかっ た。</li></ul>
		(B)	<ul><li>─ 指導に基づく施工上 の工夫が多く見られ た。</li></ul>	○ (a)、(c)に該当しな い場合。	○ 指導に基づく施工上 の工夫があまり見られ なかった。
		(C)	画切な監理により工事の出来栄えに貢献した。	<ul><li>○ (a)、(c)に該当しな い場合。</li></ul>	○ 監理が適切でなく、 工事の出来栄えへの貢献が不十分であった。
		(D)	○ 適切な監理により手戻りなどがなく、施工がスムーズに行われた。	○ (a)、(c)に該当しな い場合。	○ 監理が不適切であった ために、施工がスムー ズに進まないことが あった。
	(3)照 査	(A)	※務に臨む姿勢が丁寧であり、工事の進行に 貢献していた。	<ul><li>(a)、(c)に該当しない場合。</li></ul>	※務に臨む姿勢が丁 寧でなく、工事の進行 に貢献できなかった。
		(B)	※務に臨む態度が熱心で誠実であった。	(a)、(c)に該当しな い場合。	○ 業務に臨む態度が熱 心でなく誠実でない点 があった。